

令和 7 年

第 10 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和7年第10回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月)午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (16名)

1番 米澤 実

3番 板東 由裕

4番 赤松 晃一

5番 糸谷 徳文(中立委員)

6番 新見 正美(会長)

7番 坂東 満二郎

8番 江東 幸和

9番 唐渡 義伯

10番 天満 仁

11番 森本 定

12番 古本 義春

13番 大村 敏信(副会長)

14番 金山 敬治

15番 竹内 正法

17番 武澤 守

19番 十川幸利（会長職務代理者）

4. 欠席委員（3名）

2番 片岡寛之（副会長）

16番 篠原安博

18番 十川昭夫

5. 議事録署名委員

19番 十川幸利

1番 米澤実

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

第4号議案 非農地証明について

第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）

第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭

係長 原田裕人

係長 原田 昂

主事補 植原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和7年第10回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。近頃は、朝夕の気温も下がり、肌寒くなってきました。一気に気候が冬に向かい進んだようですので、体調には十分に気をつけていただき、お仕事や委員活動に励んでいただきたいと思います。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、総会のほうに移らせていただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の、出席委員数は、16名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第10回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、19番十川委員、1番米澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第6号までの、6議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくよう、お願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番から12番 14番から15番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、15件です。内訳としまして売買が11件、贈与が4件です。ただし、案件番号13につきましては、阿波市農業委員会総会会議

規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号13は最後に、説明させていただきます。すみませんが着座にて説明させていただきます。

はじめに案件番号1、地図は、1ページ、2ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1,421㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が借りて耕作していましたが、売買の話がまとまりこの度の申請にいたりしました。譲受人と妻が農作業に従事し、カリフラワーを作付予定です。

続きまして案件番号2、地図は、3ページ、4ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は750㎡ 契約内容は、売買となっております。番号1と同じく譲受人と妻が農作業に従事し、トウモロコシを作付け予定です。

続きまして案件番号3、地図は5ページ、6ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て畑、面積は併せて1,376㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人は隣接する農地で耕作しており、農地の管理に苦慮する所有者と話がまとまり申請するに至りました。譲受人と妻が農作業に従事し、水稻を作付予定です。

続きまして案件番号4、地図は7ページ、8ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は141㎡ 契約内容は売買となっております。今回5条の申請にもありますが、土地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人とその両親とで時期に合った野菜、家庭菜園として利用予定です。

続きまして案件番号5、地図は9ページ、10ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は120㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人は今回の申請地の南側にて住宅を建築予定であり、農地の管理に苦慮する親戚の土地所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人とその父で水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6、地図は、11ページから20ページをご参照ください。地目は田及び畑、溜池 面積は併せて9,771㎡ 契約内容は、親子間での贈与となっております。譲渡人が高齢のためその息子である譲受人に農地を譲るた

め今回の申請に至りました。譲受人と両親で農作業に従事し、水稻、葡萄を引き続き栽培予定です。

続きまして案件番号7、地図は21ページ、22ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は751㎡ 次に訂正をお願いします。議案書での契約内容は、売買となっておりますが正しくは譲渡になります。すみませんがよろしくをお願いします。譲受人は今回の申請地の東側にて住宅を建築予定であり、農地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人と妻が農作業に従事し、家庭菜園として利用予定です。

続きまして案件番号8、地図は23ページ、24ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は1,179㎡ 契約内容は、売買となっております。譲渡人は現在市外に住まわれており、譲受人が申請農地を管理しております。今回は譲受人に農地を売買する話がまとまり申請にいたりました。譲受人が農作業に従事し、露地野菜と果樹を引き続き栽培予定です。

続きまして案件番号9、地図は25ページ、26ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て畑、面積は583㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人は隣接する農地で耕作しており、使い勝手も良かったことから今回の売買の話がまとまり申請に至りました。譲受人が農作業に従事し、レタス、ブロッコリーを作付け予定です。

続きまして案件番号10、地図は27ページから29ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて5,534㎡ 契約内容は、売買となっております。譲渡人は県外に住まわれており耕作出来ない状況が続いておりました。今回、農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまりこの度の申請に至っております。譲受人が農業に従事し水稻、茄子を作付け予定です。

続きまして案件番号11、地図は30ページ、31ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は999㎡ 契約内容は、売買となっております。内容は先の番号10と同じです。譲受人が農業に従事し水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号12、地図は32ページ、33ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は504㎡ 契約内容は、売買となっております。申請地は、譲受人の農地と隣接しており使い勝手もよかったことから農

地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。譲受人が農業に従事し茄子、胡瓜を作付け予定です。

続きまして案件番号 14、地図は 36 ページ、37 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 82 m² 契約内容は、売買となっております。申請地は譲受人の農地の敷地の一部が残り、売買の話がまとまり今回の申請に至りました。譲受人が農業に従事し蔬菜類を作付け予定です。

続きまして案件番号 15、地図は 38 ページ、39 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は 160 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人は申請地に隣接する住宅を譲渡人より購入することになり住宅とあわせ農地を取得することになりました。譲受人は、果樹はそのまま残し、蔬菜類を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第 1 号議案の番号 1 番から 1 2 番 1 4 番から 1 5 番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番・2 番を 1 番米澤委員にお願いします。

○ 1 番（米澤委員） 1 番米澤です。案件番号 1 番 2 番、同じ譲受人になるんですが、事務局の報告した通り何ら問題がないということで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・4番・5番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。案件番号3番、事務局説明の通りで、高齢になられて、探していたところ、隣の圃場をされていた方が買ってくれるということで、圃場の周りもすごい綺麗にされていたので、問題ないと思います。次に4番、譲受人が南側に家を建てているところで、北側に家庭菜園をすることで、問題ないと思います。番号5番ですが、先々月ぐらいに同じ方から、土地を贈与して家を建てており、その北側で水稲している親が機械一式を持っているので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。26日に現地調査を行いました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては、事務局説明の通りで、23日現地確認し、申請者に聞き取りをしたところ、今回5条申請で出ている譲受人の住宅に隣接する田であり、譲渡をし引き続き野菜など作付けしていくことであり、問題ないと思います。

【議 長】

つづきまして、番号8番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。行政書士に電話をさせていただきまして、内容が事務局と同じだったので、大丈夫だと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。9番の案件につきまして、譲渡人から事情を聞いたところ、これまで耕作するには、場所や形状など条件が悪いということで、他の方に貸してきた土地でした。この度、お隣の農地を耕作している方と話が進み売買となったもので、農業を行う上で特に問題はないと考えます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号10番・11番・12番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。番号10番は、3年前までは30年来同じ耕作者が作っておりましたが病気になり、できないので中間管理機構を通して探していたが見つからず、荒れており野犬も住み着いていたりしてましたが、丁度買い手が見つかり一括で譲渡することになりました。11番は、10番の譲渡人と兄弟で、県外に住んでおります。譲受人は、この土地の北側で苺を経営しており、今もこの土地を借りて耕作しておりますので、今回譲渡することになりました。12番は、もともと1枚だった土地を半分譲受人が購入し家を建てましたが、残り半分が耕作放棄地になってマムシがでたりするので譲受人が管理する

ことになりました。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。19日に現地確認と聞き取りをいたしました。地図でもわかるように譲受人の自宅前の三角地で、耕作もせず草がはえたら刈るという管理だったため、譲渡人から譲受人に土地の購入を依頼したということでした。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号15番は、事務局の通り問題ないと、18番十川委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番から12番 14番から15番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番から12番 14番から15番については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号13番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号13番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) それでは最後に案件番号13、地図は34ページ、35ページをご参照ください。初めに訂正をお願いします。合計面積が5534㎡になっていますが1755㎡の間違いです。訂正をお願いします。その他申請内容は議案書のとおり。地目は全て畑、面積は併せて1755㎡ 契約内容は、贈与となっております。この度、農地の管理に苦慮する農地所有者と話がまとまり親戚である譲受人が贈与することになりました。譲受人と父で農業に従事し水稲、ブロッコリーを作付け予定です。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号13番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。そ

れでは、番号13番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。23日に現地確認してきました。周り一帯が耕作放棄地で、東側は竹林になっています。道が細いのに全体が耕作放棄地になっていることから、カズラがはえて車が入れない状況です。この土地だけは綺麗に草を刈っており、親類の譲受人にもらってもらおう状況です。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号13番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号13番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

（●●●委員着席する）

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。座って説明させていただきます。

番号1から2については同じ申請者、転用目的のため、まとめて説明させていただきます。それでは番号1申請の所在地は、議案書のとおり地目は、すべて田転用面積は、併せて1,458㎡の内12.172㎡ 農地区分は、すべて第1種農地。次に、番号2申請の所在地は、議案書のとおり地目は、すべて田 面積は、併せて1,706㎡の内15.308㎡ 農地区分は、すべて第1種農地 転用目的は、「営農型太陽光発電施設」での更新申請です。農業委員会の不适当項目は、ございません。地図資料40ページから43ページを合わせてご参照ください。申請地は、阿波市市場町の「阿波市立 市場小学校」から南西へ約1kmから1.2kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められます。この2つの申請は、令和4年11月15日に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者は、土地所有者でもある●●●ですが、実際に営農する者は、自身の母親である●●●が実施しています。栽培作物は、「みょうが」を作付しています。太陽光発電設備下部での「みょうが」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である「徳島県農業協同組合」から添えられております。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2.1mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われれます。収量についてですが、「みょうが」の地域単収は、農林水産省地域特産野菜生産状況調査の「みょうがの露地栽培」の数値の平成26年、28年、30年の3カ年平均から、10アール当たり307kgとしました。今回のパネル下部での単収見込は、10アール当たり250kg、地域単収に対し、約81%の収穫を予定しております。直近の令和6年度の実績は、約23%の収穫実績ですが、年々収穫量は増加しております。次に、労働力の確保についてですが、繁忙期には、地元の建設会社やシルバー人材センターに依頼し、作業員を確保しています。また、出荷先についてですが、「すきとく市」や居酒屋等へ出荷しています。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思わ

れます。申請地は、一時的な利用に供するために行うものとある第1種農地の不許可の例外規定に該当します。事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 面積は、1,028 m²転用目的は、「グラウンド」です。地図資料44ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立大俣小学校」から北東へ約1.2kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われま

す。申請者は、●●●、地域の子供たちがサッカーを練習できる場を提供したいと考えていました。また、自宅横の所有農地の管理にも苦慮していました。山間部で自由にサッカーができる場所がないこと、農地の管理も大変なこともあり、地域の子供たちが自由にサッカーが練習できる場所を造りたいと思いこの度の申請にいたしました。造成等については、表土を20cm取り除いた後20cm盛土し転圧します。サッカースペースには天然芝を張り、駐車場には砕石を敷き、周囲にはフェンスを施行する計画で、土砂の流出等の恐れは無いものと思われま

す。また、南側にある壁を壊し、進入路を設けることで維持管理課と協議済みです。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われま

す。以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第2項の許可要件を満たしていると思われま

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番・2番を10番天満委員にお願いします。

○10番(天満委員)10番天満です。番号1番2番ともに状況は現在、同じような状況になっております。作物の作付けを確認いたしましたら、今現時点では収穫時期でもないことから、十分されておると管理されておるとは言いがたい

状況であります。しかし、3年が過ぎて今回また新たに3年の更新の申請ということで、今後の作付状況の改善を期待させていただいた上で、更新の許可は致し方ないと思いますので、委員会の方から許可を出されるときに、一言くわえていただければと思いますので、よろしくお願ひします。ご審議よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を13番大村委員に願ひします。

○13番（大村委員）13番大村です。概要については、先ほど事務局の説明の通りです。転用者は、●●●をしており、申請地は居宅の東側に面した農地であり、手入れはできております。今後サッカーの練習場として利用のことであり、転用はやむ得ないと考えております。以上よろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田及び畑 面積は、併せて718㎡ 転用目的は、「貸駐車場」で、「所有権移転」です。地図資料の46ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「徳島県立阿波高校」から南東へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は●●●を営んでおり、会社の代表社員をしています。申請地の隣接地に会社があり、駐車場及び進入路が狭く困っておりました。また事業拡大も検討しており県道に面して利便性の高い本申請地を駐車場にしたいと考えていたところ、土地の管理に苦慮している所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。なお、申請地の一部が造成済ですが、これは南の宅地に過去に家があり所有者が居住していて、農地法の許可が必要と知らず55年前に宅地の進入路及び駐車場として整備してしまっていた経緯があり、そのことについて所有者から始末書を提出いただいております。土地の造成等については、造成済みの箇所はそのまま利用し、残りは砕石を敷き、南側境界にはコンクリート壁を新設する計画であり、土砂の流出はないものと思われます。取水及び排水は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透させるため、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、全て田 面積は、併せて524㎡ 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の48ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「阿波市役所土成支所」から南西へ約800mに位置する農地で、農業公共投資の対象ではありませんが10ha以上のひろがりがある農地であることから、第1種農地と認められ、「集落に接続して設置

されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は現在実家暮らしですが、結婚を機に阿波市内で住宅を建てたいと考えていたところ、周囲の農地と一緒に本申請地を取得することで所有者と話しがまとまり、この度の申請にいたりしました。土地の造成等については、山土にて盛土後転圧する計画であり、周囲には擁壁を設置するため土砂の流出はないものと思われます。給水については東側県道にある水道本管より引き込むことで業務課と協議済みです。雨水は西側の改良区管理水路、生活排水については浄化槽を経由後西側にある法林地土地改良区管理水路へ放流することで、管理者から排水同意を得ており、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。先ほど事務局の説明通りで、家を建てていた形跡もあり、畑とは思えない状況、形も良くなく駐車場として利用されることで、やむ得ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては、事務局説明の通りで、23日に現地確認し、申請者に聞き取りをしたところ、市内に住んでいる甥夫婦が土成町に住宅を新築することありますので、やむ得ないと考えております。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第3号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第4号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番 議案書8ページ、地図資料は50、51ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、田、現況地目は宅地で674㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、

20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われます。ご審議のほど、宜しく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。

番号1番は、事務局の通り問題ないと、18番十川委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第4号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第5号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年10月17日付け阿農振第673号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第10号」をご覧下さい。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、31件 93筆 総面積79,393㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、34筆 25,141.00㎡。使用貸借が、14筆 10,256.00㎡。次に、新規で賃貸借が、36筆 39,846.00㎡。使用貸借が、9筆 4,150.00㎡。なお、解約者につきましては、6ページをご覧ください。13件 25筆 20,809.00㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（中倉）失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願ひいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書9ページをお開きください。今月は、1件1筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、1件1筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、9ページから12ページまでとなります。今月は、14件22筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、14件22筆となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂） 続きまして、報告第3号、「2アール未満の農地転用届」につ

いて、ご説明いたします。番号1番、2番は、同じエリアなので、一括してご説明いたします。議案書12ページ、地図資料は52から55ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目・現況地目ともに「田」、番号1番は、登記面積は1,488㎡でございまして、このうち42㎡の転用でございまして、転用目的は、「一時保管庫」でございまして、番号2番は、登記面積は2,986㎡でございまして、このうち54㎡の転用でございまして、転用目的は、「トイレ・休憩室」でございまして、届出地には、令和7年1月末に農業用施設を建設し、9月末から10月中旬に苺の定植を終え、12月上旬から海外に出荷する予定としております。このことから、一時保管庫と従業員用のトイレ及び休憩室を設置したいので、農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており、受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について、以上でございしますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なしの声」あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和7年第10回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年11月25日(火曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後2時16分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員